

令和8年度 第2回韮崎市地域公共交通会議

日 時：令和8年6月24日（水）

14時00分～

会 場：韮崎市役所

別館2階 201会議室

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

議案第1号 地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について

議案第2号 令和7年度韮崎市地域公共交通会議決算（案）について

議案第3号 令和8年度韮崎市地域公共交通会議予算（案）について

そ の 他 AI オンデマンドバス利用状況について

4 そ の 他

5 閉 会

議案第 1 号

地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について

市民バス竜岡線及び本年 4 月より運行が開始された市民バス祖母石・上円井線を引き続き幹線系統（増富温泉郷線、大草経由甲府駅線など）に接続するフィーダー（支線）系統と位置付け、別紙のとおり「韮崎市地域内フィーダー系統確保維持計画（案）」を策定する。

※フィーダー系統

フィーダーとは「支線」を意味する。市町村を跨り輸送量が多い路線を「幹線系統」と位置付け、その路線に接続するコミュニティバスを「フィーダー系統」という。

令和8年6月24日

(名称) 韮崎市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本市には近隣市を跨り運行しているバス路線が4路線あり、また、市内のみを走行する市民バスが6路線（社会福祉村線、円野線、穂坂線、竜岡線、体育館線、祖母石・上円井線）運行している。これらの10路線は必ず韮崎駅を経由するため、韮崎駅が鉄道、バスまたタクシー等の公共交通の交通結節点となっており、車を運転できない高齢者等を中心に、生活に必要不可欠な交通機関として機能している。

平成30年度から運行を開始した竜岡線では、竜岡地区の地区内を走行できるようにワゴンバスで運行しており、地区内から駅や医療機関などへのアクセスを容易にすることで、市民生活の足となる公共交通サービスの提供を行っている。竜岡地区の住民の生活に必須である当該路線を存続していくことが不可欠である。

令和8年3月末をもって、本市と近隣市を跨り運行していた下教来石線の路線が廃止された。そこで、令和8年4月より新たに市民バス祖母石・上円井線の運行を開始し、ワゴンバスにより祖母石地区や円野地区の住民が駅や医療機関などへアクセスすることを可能としている。竜岡線同様に当該路線の存続は住民生活に必須である。

通院・買い物を中心とした生活に不可欠な交通手段の確保が必要であることから、地域住民の移動手段を確保するため、地域内フィーダー系統確保維持事業により、市民バス竜岡線及び祖母石・上円井線を維持し、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

竜岡線の令和7年度の経常収支率は7.75%であり、前年度の8.74%を0.99ポイント下回った。また、令和7年度の輸送人員は7,178人であり、前年度の7,589人に比べて5.4%減少した。

これはAIオンデマンドバスの導入により利用者のニーズにきめ細やかに対応できるようになった一方で、AIオンデマンドバスに不慣れな高齢者の利用減少を一時的に招いたためと考えられ、令和7年度後半から輸送人員は増加に転じている。このような現状を鑑みて、令和9年度目標は、経常収支率8.1%以上、年間輸送人員7,800人以上とし、令和11年度までに経常収支率8.3%以上、年間輸送人員は8,000人以上を目標として定める。

(竜岡線)

令和9年度 経常収支率8.1%以上、年間輸送人員は7,800人以上

令和10年度 経常収支率8.2%以上、年間輸送人員は7,900人以上

令和11年度 経常収支率8.3%以上、年間輸送人員は8,000人以上

祖母石・上円井線は令和8年4月に運行が開始された新規路線であるが、竜岡線に比して運行距離が長く、人口密度の低い地域が含まれるため運行回数が制約されることが予想される。このような現状を鑑みて、令和9年度目標は、経常収支率4.2%以上、年間輸送人員4,500人以上とし、令和11年度までに経常収支率4.4%以上、年間輸送人員は4,700人以上を目標として定める。

(祖母石・上円井線)

令和9年度 経常収支率4.2%以上、年間輸送人員は4,500人以上

令和10年度 経常収支率4.3%以上、年間輸送人員は4,600人以上

令和11年度 経常収支率4.4%以上、年間輸送人員は4,700人以上

(韮崎市地域公共交通計画 P79 参照)

(2) 事業の効果
竜岡線及び祖母石・上円井線を維持することにより、竜岡地区内及び祖母石・円野地区から各種公共施設、医療機関、食料品店、また他市に向かう交通機関などにアクセスしやすくなり、高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・ 市民バスの利用状況を把握し、利便性の向上を図る（葦崎市、事業者、地域） ・ AI オンデマンドバスの利用方法の周知（葦崎市） ・ AI オンデマンドバスの利用促進を図る（葦崎市、(有)葦崎タクシー、(有)甲斐タクシー） (葦崎市地域公共交通計画 P18、71～72 参照)
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
・ 別添の表 1 のとおり。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る竜岡線及び祖母石・上円井線について、その運行に係る費用総額のうち、本市から運行事業者への補助金額については、運賃収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。 R7 実績（竜岡線） 運行委託費 9,758,366 円 運賃収入 △671,541 円 国庫補助金 △3,998,000 円 葦崎市負担金 5,088,825 円
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・ 事業者等への調査から利用者数・収支率等の実数値を把握し、評価・検討を行う。 ・ オンデマンドバス利用状況についてアンケート調査を行う。（8 月予定）
7. 別表 1 の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
・ 該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
・ 該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
・ 該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
・ 別添表 5 のとおり
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
・ 該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
・ 該当なし
(2) 事業の効果
・ 該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
・ 該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
・ 該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
・ 該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
・ 該当なし
(2) 事業の効果
・ 該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
・ 該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・ 令和 6 年 6 月 24 日
地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について
葦崎市地域公共交通計画策定について（報告）
- ・ 令和 6 年 12 月 11 日
市民バス竜岡線 A I オンデマンド運行事業 運行計画（案）
- ・ 令和 7 年 1 月 29 日
令和 6 年度葦崎市地域内フィーダー系統確保維持事業の事業評価について
- ・ 令和 7 年 5 月 22 日
地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について
AI オンデマンドバス利用状況報告について
- ・ 令和 8 年 4 月 30 日
葦崎市公共交通計画の一部変更について
地域公共交通計画変更届出書の提出について
※全ての審議事項について、合意を得られた。

19. 利用者等の意見の反映状況

地区長協議、地区全体協議、地区説明会を行い、利用者の声を直接聴き計画へ反映させた。

【反映状況】

- ・ 中学生等が利用できるように運行ルートを変更
- ・ 高校生の割引運賃の実施
- ・ AI オンデマンドバスの運行シフトを変更

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）山梨県葦崎市水神一丁目 3 番 1 号

（所 属）財務政策課 政策調整担当

（氏 名）漆原 大介

（電 話）0551-45-9223

（e-mail）daisuke.urushihara@city.nirasaki.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーター系統

都道府県名		市区町村名		協議会名	
山梨県		韮崎市		韮崎市地域公共交通会議	

申請 番号	市区町村名	運送予定者名	主たる業態	(申請番号) 運行系統名等	運行系統			往	復	計画運行 日数	計画運行回 数	利便増進 特例措置	運送継続 特例措置	運行形態 の別	補助開始年度	基準Aで該当 する要件（別 表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保 する要件（別 表7のみ）	基準Bで該当 する要件（別 表7のみ）
					起点	経由地	終点											
1	韮崎市	有限会社韮崎タクシー	市町村（バス事業者 に運行委託「コミュニ ティバスなど」）	(1) 電岡線	韮崎市立病院	ライフガーデンに らさき	電岡中央公民館	11.3km	11.5km	242.0日	121.0回			路線型	令和 1 年度	① 幹線接続	補助対象地域間幹線系統の増富温泉郷 線、大草経由甲府駅線、敷島経由甲府駅 線とJR中央線韮崎駅で接続	③ 前年度から 引き続き運行
2	韮崎市	有限会社韮崎タクシー	市町村（バス事業者 に運行委託「コミュニ ティバスなど」）	(2) 電岡線	電岡中央公民館	韮崎駅	韮崎市立病院	11.5km		364.0日	364.0回			路線型	令和 6 年度	① 幹線接続	補助対象地域間幹線系統の増富温泉郷 線、大草経由甲府駅線、敷島経由甲府駅 線とJR中央線韮崎駅で接続	③ 前年度から 引き続き運行
3	韮崎市	有限会社韮崎タクシー	市町村（バス事業者 に運行委託「コミュニ ティバスなど」）	(3) 電岡線	韮崎駅	韮崎市役所前	電岡中央公民館	9.3km		364.0日	182.0回			路線型	令和 6 年度	① 幹線接続	補助対象地域間幹線系統の増富温泉郷 線、大草経由甲府駅線、敷島経由甲府駅 線とJR中央線韮崎駅で接続	③ 前年度から 引き続き運行
4	韮崎市	有限会社韮崎タクシー	市町村（バス事業者 に運行委託「コミュニ ティバスなど」）	(4) 電岡線	電岡中央公民館	韮崎市役所前	韮崎駅	9.4km		242.0日	121.0回			路線型	令和 6 年度	① 幹線接続	補助対象地域間幹線系統の増富温泉郷 線、大草経由甲府駅線、敷島経由甲府駅 線とJR中央線韮崎駅で接続	③ 前年度から 引き続き運行
5	韮崎市	有限会社韮崎タクシー	市町村（バス事業者 に運行委託「コミュニ ティバスなど」）	(5) 電岡線		電岡線地域内				364.0日	4,914.0回			区域型	令和 7 年度	① 幹線接続	補助対象地域間幹線系統の増富温泉郷 線、大草経由甲府駅線、敷島経由甲府駅 線とJR中央線韮崎駅で接続	③ 前年度から 引き続き運行
6	韮崎市	有限会社甲斐タクシー	市町村（バス事業者 に運行委託「コミュニ ティバスなど」）	(6) 祖母石・上戸井線		祖母石・上戸井線 地域内				364.0日	2,803.0回			区域型	令和 8 年度	① 幹線接続	補助対象地域間幹線系統の増富温泉郷 線、大草経由甲府駅線、敷島経由甲府駅 線とJR中央線韮崎駅で接続	③ 前年度から 引き続き運行
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		

年度	
令和 9 年度	

表 5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

都道府県名	市区町村名	協議会名	年度
山梨県	韮崎市	韮崎市地域公共交通会議	令和 9 年度

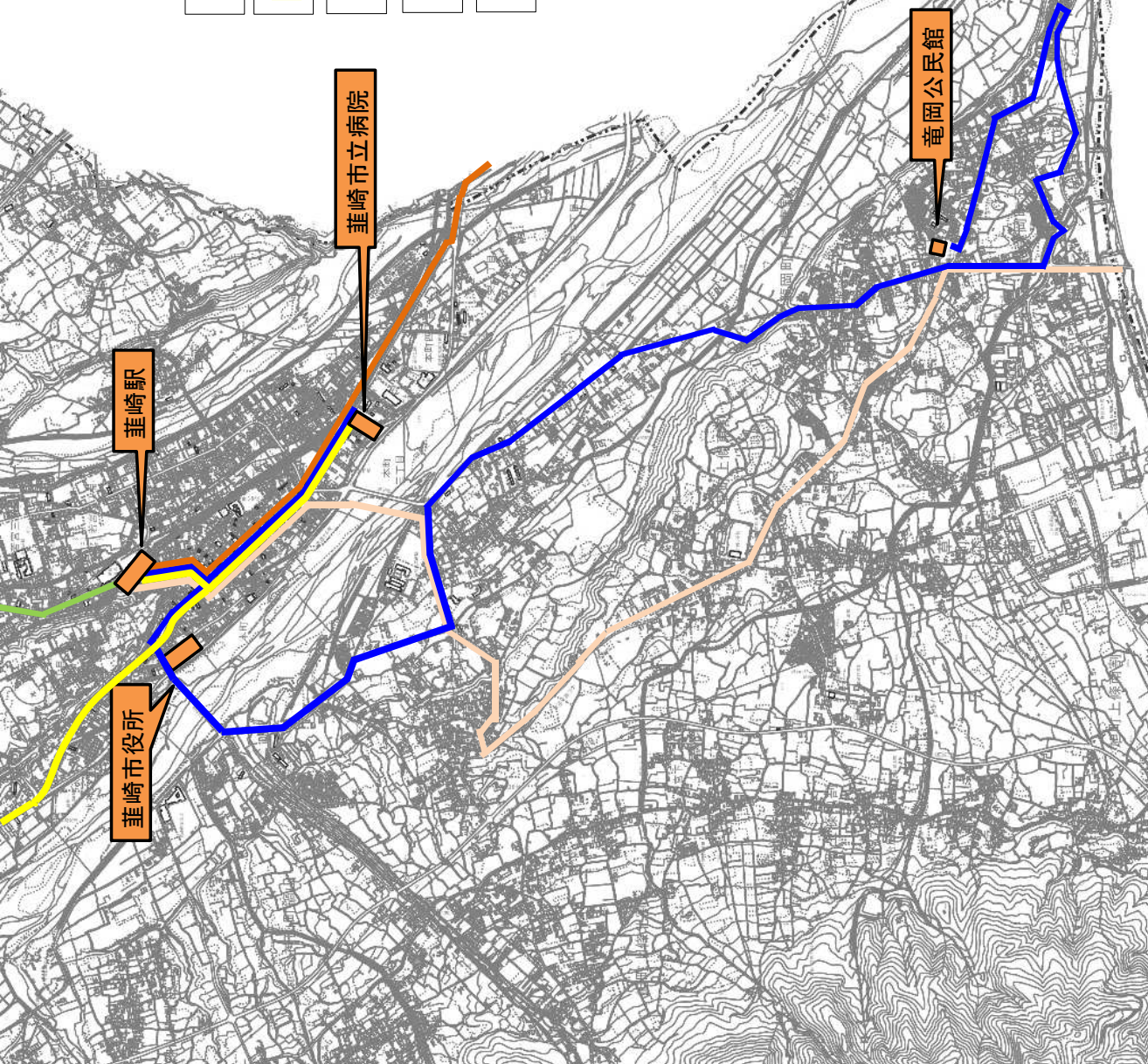
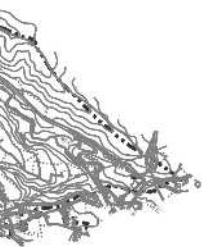
	人 口
人口集中地区以外（人）	29,067 人
交通不便地域等（人）	1,611 人

交通不便地域等の内訳

人口（人）	対象地区	根拠法
904 人	清哲町	山村振興法
707 人	円野町	山村振興法

地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度



- : 市民バス竜岡線
- : 市民バス祖母石・上円井線
- : 増富温泉郷線 (幹線系統)
- : 大草經由甲府駅線 (幹線系統)
- : 敷島經由甲府駅線 (幹線系統)

縮尺 1 : 20000

別添2 竜岡線時刻表

令和7年2月改正

[illegible]

別添2 祖母石・上円井線

令和8年4月改正

穴山橋行			
バス停名	発車（通過）時間	バス停名	発車（通過）時間
上円井上	○ 7:10	① 祖母市立病院	-
上円井中	○ 7:11	① 祖母市保健福祉センター	-
穴山橋	○ 7:12	① 祖母小学校	-
上新田	○ 7:13	① 山梨中央銀行前	-
穴山三軒屋	○ 7:14	① 祖母駅	○ 18:10
穴山三ツ石	○ 7:15	① 平和観音入口	○ 18:11
入戸野入口	○ 7:16	① 穴観音入口	○ 18:12
秋山油店	○ 7:19	① 祖母市役所	-
祖母石公民館	○ 7:20	① 青坂入口	○ 18:13
サンコーポラス祖母石前	○ 7:21	① 青坂	○ 18:14
祖母石住宅	○ 7:22	① 一ツ谷	○ 18:15
一ツ谷	○ 7:24	② 祖母石住宅	○ 18:17
青坂	○ 7:25	② サンコーポラス祖母石前	○ 18:18
青坂入口	○ 7:26	② 祖母石公民館	○ 18:19
祖母市役所	○ 7:27	② 秋山油店	○ 18:20
穴観音入口	○ 7:28	③ 入戸野入口	○ 18:23
平和観音入口	○ 7:29	③ 穴山三ツ石	○ 18:24
祖母駅	○ 7:30	③ 穴山三軒屋	○ 18:25
山梨中央銀行前	○ 7:34	③ 上新田	○ 18:26
祖母小学校	○ 7:35	③ 穴山橋	○ 18:27
祖母市保健福祉センター	○ 7:37	③ 上円井中	-
祖母市立病院	○ 7:38	③ 上円井上	-

AIオンデマンドバス ス 8:15 ~ 18:00		AIオンデマンドバス ス 8:15 ~ 18:00	
※土・日曜、祝日、12月29日～1月3日は、AIオンデマンドバス運行のみ		※土・日曜、祝日、12月29日～1月3日は、AIオンデマンドバス運行のみ	
8:00 ~ 17:30		8:00 ~ 17:30	

AIオンデマンドバス ス 8:15 ~ 18:00		AIオンデマンドバス ス 8:15 ~ 18:00	
※土・日曜、祝日、12月29日～1月3日は、AIオンデマンドバス運行のみ		※土・日曜、祝日、12月29日～1月3日は、AIオンデマンドバス運行のみ	
8:00 ~ 17:30		8:00 ~ 17:30	

■ エリア別運賃について ①から①へ移動 200円 ①から②へ移動 300円 ①から③へ移動 500円 ②から①へ移動 300円 ②から②へ移動 300円 ③から①へ移動 500円 ③から②へ移動 300円 ③から③へ移動 200円			
■ 運休について ○印のある便は土・日曜、祝日、12月29日～1月3日運休、1月1日は全ての便が運休します。			
■ 割引について その他、天候や交通状況により運休となる場合がありますので、ご了承ください。 【定期券】 通勤定期 ⇒ 1ヶ月(30%引き)・3ヶ月(33%引き)・6ヶ月(37%引き) 通学定期 ⇒ 1ヶ月(40%引き)・3ヶ月(43%引き)・6ヶ月(47%引き)・12ヶ月(70%引き) 【小児・中学・高校生割引】 小児(小学生以下)・中学生・高校生 ⇒ 全区間 1回 100円、年間パス21,600円 【高齢者・障がい者割引】 高齢者(65歳以上)・障がい者 ⇒ 全区間 1回 100円、3ヶ月パス3,000円、年間パス12,000円 【学生割引】 小・中・高・大学生 ⇒ 7/20～8/31、12/20～1/10、3/19～4/10 全区間 1回 50円 ※ 3ヶ月パス、年間パス及び市民バス定期券は、山交運通祖母駅前案内所でお求め下さい。			

1 運行系統名：竜岡線

2 運行態様の別：令和8年10月～ 令和9年9月（朝夕：路線定期運行、日中：区域運行）

◆令和9年度（令和8年10月1日～令和9年9月30日）

運行系統(1)

	年間日数	計画運行日数	計画運行回数 (1日当たり)	計画運行回数 ※往復で1回	備 考
平 日	242	242	0.5	121	
休 日	123	122	0	0	12/29～1/3は休日運行
合 計	365	364		121	1/1は運休

運行系統(2)

	年間日数	計画運行日数	計画運行回数 (1日当たり)	計画運行回数 ※往復で1回	備 考
平日	242	242	1	242	
休日	123	122	1	122	12/29～1/3は休日運行
合 計	365	364		364	1/1は運休

運行系統(3)

	年間日数	計画運行日数	計画運行回数 (1日当たり)	計画運行回数 ※往復で1回	備 考
平日	242	242	0.5	121	
休日	123	122	0.5	61	12/29～1/3は休日運行
合 計	365	364		182	1/1は運休

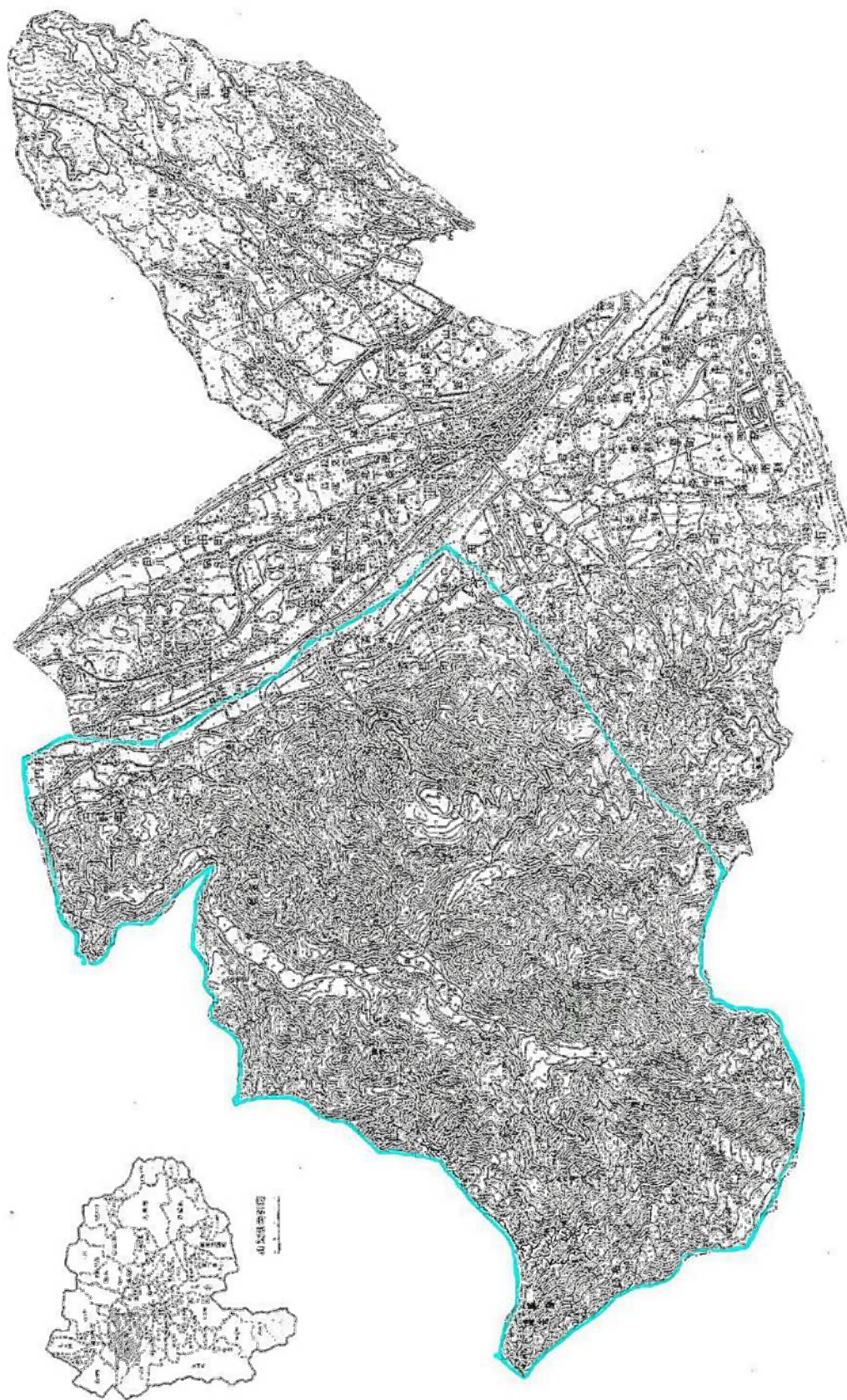
運行系統(4)

	年間日数	計画運行日数	計画運行回数 (1日当たり)	計画運行回数 ※往復で1回	備 考
平日	242	242	0.5	121	
休日	123	0	0	0	12/29～1/3は休日運行
合 計	365	242		121	1/1は運休

運行系統(5) ※AIオンデマンド交通

	年間日数	計画運行日数	計画運行回数 (1日当たり)	計画運行回数	備 考
平日・休日	365	364	13.5	4,914	5月運行実績：417回 日数：31日
合 計	365	364		4,914	

葦崎市





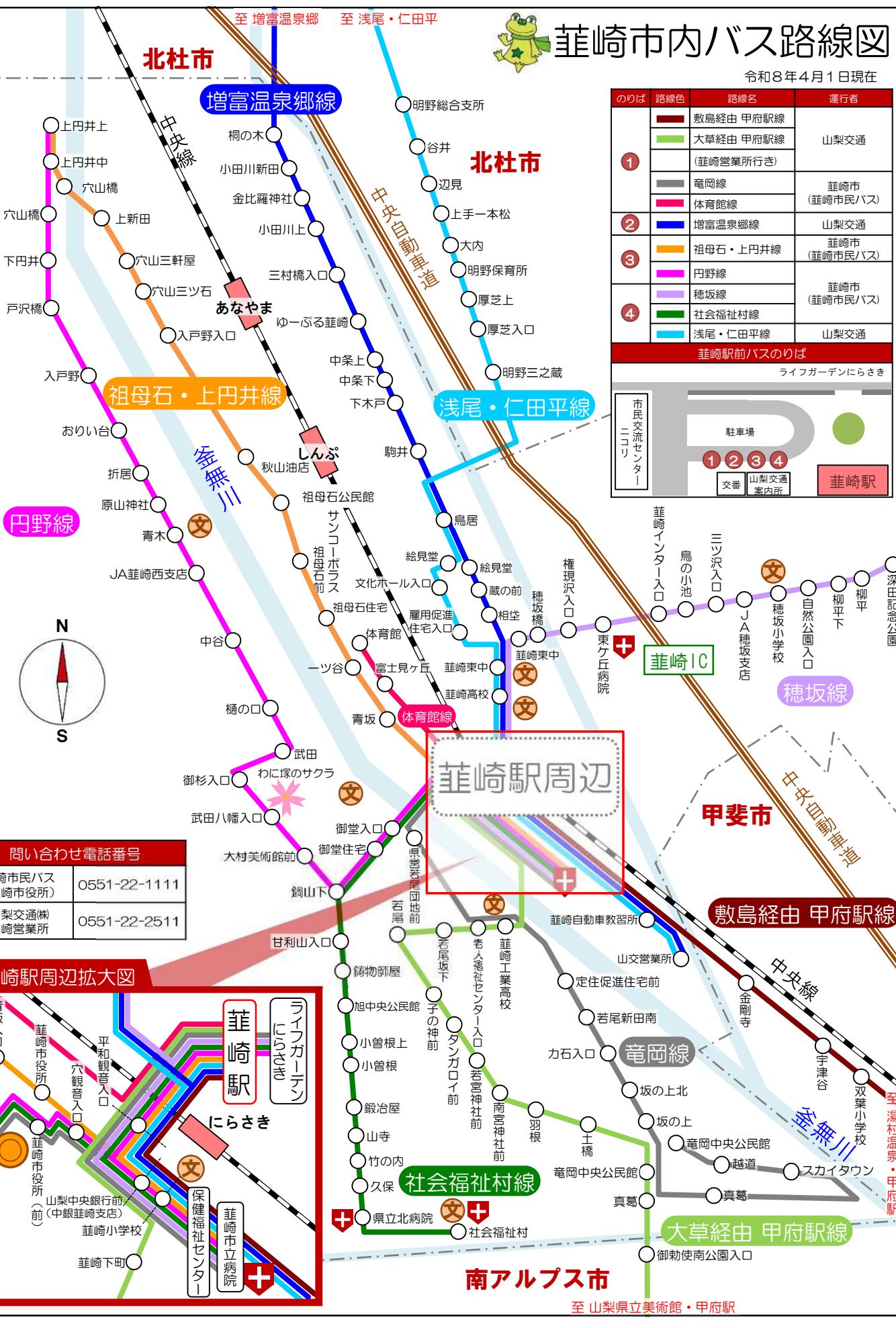
富士崎市内バス路線図

令和8年4月1日現在

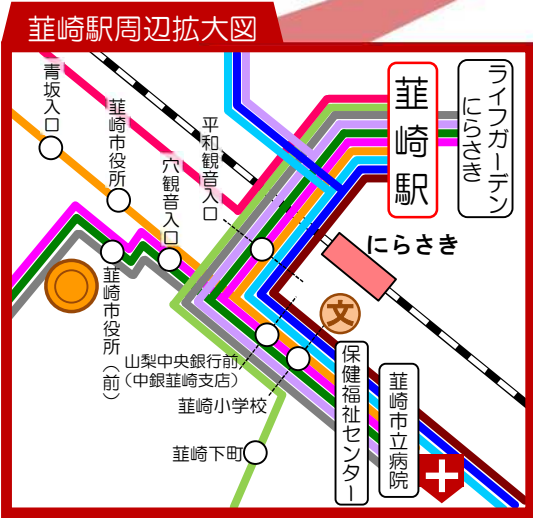
のりば	路線色	路線名	運行者
①	■	敷島経由 甲府駅線	山梨交通
	■	大草経由 甲府駅線	
		(富士崎営業所行き)	
	■	電岡線	
②	■	増富温泉郷線	山梨交通
	■	祖母石・上円井線	
③	■	円野線	富士崎 (富士崎市民バス)
	■	穂坂線	
④	■	社会福祉村線	山梨交通
	■	浅尾・仁田平線	

富士崎駅前バスのりば

ライフガーデンにらさき



問い合わせ電話番号	
富士崎市民バス (富士崎市役所)	0551-22-1111
山梨交通㈱ 富士崎営業所	0551-22-2511



議案第 2 号

令和 7 年度 韮崎市地域公共交通会議決算（案）

1. 歳入

（単位：円）

科 目	予算現額			収入済額	収入増減額	備考
	当初予算額	補正予算額	計			
補助金	3,963,000	35,000	3,998,000	3,998,000	0	地域内フィーダー系統確保維持改善事業費補助金（国庫補助金）
	1,000	0	1,000	990	-10	韮崎市地域公共交通会議補助金
計	3,964,000	35,000	3,999,000	3,998,990	-10	

2. 歳出

（単位：円）

科目	予算現額			支出済額	不用額	備考
	当初予算額	補正予算額	計			
委託料	3,963,000	35,000	3,998,000	3,998,000	0	
役務費	1,000	0	1,000	990	10	振込手数料
計	3,964,000	35,000	3,999,000	3,998,990	10	

収入合計 3,998,990 円

支出合計 3,998,990 円

差引残額 0 円

上記のとおり報告いたします。

監査報告書

令和 7 年度蕪崎市地域公共交通会議会計の決算監査の結果、帳簿及び
証憑書類とも適正であったことを認める。

令和 8 年 6 月 5 日

蕪崎市地域公共交通会議

監事 常 光 宏 輔

監事 小 澤 雄 二

議案第3号

令和8年度 韮崎市地域公共交通会議予算（案）

1. 歳入

（単位：円）

科 目	本年度予算額	摘 要
補助金	4,416,030	地域内フィーダー系統確保維持改善事業費補助金（国庫補助金）※令和8年度上限額
補助金	1,000	市補助金
合 計	4,417,030	

2. 歳出

（単位：円）

科 目	本年度予算額	摘 要
委託料	4,416,030	市民バス竜岡線・祖母石上円井線運行委託料（国庫補助金分）
手数料	1,000	振込手数料
合 計	4,417,030	

その他

AIオンデマンドバス利用状況について

令和 8 年5月末現在

○市民バスの運行及びAIオンデマンド交通システムの導入経緯
令和 7 年 2 月より市民バス竜岡線にAIオンデマンド交通システムを導入した。令和 7 年 9 月には市民バス体育館線の運行を開始するとともに、令和 8 年 4 月からは市民バス祖母石・上円井線の運行を開始するとともにAIオンデマンド交通システムの導入を行った。

【竜岡線】

①乗車実績 (人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和 6 年	662	722	741	633	587	623	624	540	578	508	438	431	7,087
令和 7 年	458	614	807	779	780	621	667	637	599	564	575	629	7,730
令和 8 年	652	615											1,267

②内、AIオンデマンド利用実績 (人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和 6 年											248	270	518
令和 7 年	298	422	605	562	573	515	507	447	420	395	435	447	5,626
令和 8 年	450	412											862

【祖母石・上円井線】

①乗車実績 (人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和8年	403	365											768

②内、AIオンデマンド利用実績 (人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和8年	249	244											493

【のる〜と登録者数】 (人)

令和7年5月	349
令和8年5月	667

【AIオンデマンド予約方法】 (%)

	アプリ	電話
竜岡線	30.03%	69.97%
祖母石・上円井線	64.31%	35.69%

※令和8年度の実績

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の推進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、韮崎市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様等に関する事項
- (2) 市が運営する有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法
- (4) その他交通会議が必要と認める事項

(構成員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 市長及びその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (3) 住民又は利用者の代表
- (4) 関東運輸局山梨運輸支局長又はその指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (6) 山梨県における関係行政機関の職員
- (7) 学識経験者その他交通会議の運営上必要と認められる者

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱した日の属する年度の翌年度末までとし、再任を妨げないただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長を各1人置く。

- 2 会長は市長とし、副会長は会長が指名する者をもって充てる。
- 3 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(交通会議の運営)

第6条 交通会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 交通会議の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 交通会議は、原則として公開とする。
- 5 会長は、必要があると認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。
- 6 地域公共交通に関する相談、苦情及びその他に対応するため、総合政策課に連絡及び相談窓口を置くものとする。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(軽微な事項に関する取扱い)

第8条 運行回数、運行時刻等の軽微な変更については、交通会議への報告事項とする。

(幹事会)

第9条 交通会議は、申請内容その他交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の委員は、第3条に定める構成員の中から、会長が指名する。
- 3 前項の委員のほか、交通会議が必要と認めた者を幹事会の委員とすることができる。
- 4 幹事会は、必要に応じて関係者を招集し、意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 交通会議の庶務は、財務政策課において処理する。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際廃止前の蕪崎市地域公共交通会議設置要綱（平成21年1月蕪崎市訓令乙第2号）の規定により市長から委嘱された委員は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。この場合において、当該委員に委嘱された者の任期は、廃止前の蕪崎市地域公共交通会議設置要綱の規定による任期の残任期間と同一の期間とする。

韮崎市地域公共交通会議委員名簿

No.	区分	団体	役職	氏名
1	市長	韮崎市	市長	内藤 久夫
2	一般乗合旅客自動車運送事業者	山梨交通株式会社	常務理事	池田 雄次
3	一般旅客自動車運送事業者の組織団体	山梨県バス協会	専務取締役	篠原 勇
4		山梨県タクシー協会	常務理事	菊島 貴
5		韮崎市社会福祉協議会	会長	水川 勉
6		韮崎市女性団体連絡協議会	監事	内藤 慶子
7	関東運輸局山梨運輸支局	関東運輸局山梨運輸支局	首席運輸企画専門官	林 冬彦
8	一般旅客自動車運送事業者の運転手組織団体	山梨交通株式会社労働組合	韮崎支部長	丸山 親光
9	道路管理者（国道）	関東地方整備局甲府河川国道事務所	副所長	下平 俊二
10	道路管理者（県道）	山梨県中北建設事務所 峡北支所	支所長	水上 浩之
11	道路管理者（市道）	韮崎市	建設課長	小澤 雄二
12	山梨県警察関係	甲斐警察署	交通課長	内藤 公晶
13	山梨県	山梨県 地域デザイン・新交通基盤推進局 地域・次世代交通推進グループ	地域・次世代交通推進監	和多田 航希
14	JR東日本関係	東日本旅客鉄道株式会社	韮崎駅長	常光 宏輔